

平成31年4月25日 企業建設委員会

# 委員会資料(追加)

神戸市水道局職員の労働組合の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会の報告を踏まえた対応(報告)

水 道 局



神戸市水道局職員の労働組合の活動における職務専念義務違反に関する  
調査委員会の報告を踏まえた対応（報告）

神戸市水道局職員の労働組合の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会（以下、「第三者委員会」という）の報告において確認された事実に基づき、職員担当関係職員及び、水道労働組合執行委員並びにその上司の処分を行いました。

不適切な対応については、市民の皆様の信頼を損なう行為であり、神戸市水道局として、今回の事態を深く反省するとともに、心からお詫び申し上げます。

## I. 関係職員の懲戒処分等

### 1. 処分内容

#### (1) 処分量定別

(表 1)

処分量定	①職員担当関係職員 (内 退職者数)	②労働組合 執行委員	③労働組合執行委員 の上司(内 退職者数)	合計 (内 退職者数)
戒告	14 名 (9 名)	—	—	14 名 (9 名)
訓戒	5 名	7 名	17 名 (4 名)	29 名 (4 名)
合計	19 名 (9 名)	7 名	17 名 (4 名)	43 名 (13 名)

#### (2) 不適正行為項目別

##### ①職員担当関係職員

下記【不適正行為】にかかる職員について、以下の通り処分を行った。

##### 【不適正行為】

- a) 平成 17 年から平成 26 年にかけて「特命業務に関する職務命令」の制度を導入又は継続する決裁を行うにあたり、特命業務への従事状況を確認することができ、職務専念義務違反が生じないようにすることができる制度としなければならなかったにもかかわらず、その制度が設けられていないという欠陥を見過ごしたまま決裁を行った責任
- b) 平成 27 年以降、水道労働組合執行委員である職員を「水道局あり方検討会」等に参加させるにあたり、当該職員が職務専念義務に違反することがないように、当該職員の職務への従事状況を把握するとともに、適正な労務管理を可能とする制度を企画・構築する職務上の責任を負う地位にあったにもかかわらず、その職責を果たさなかった責任

(表2)

処分 量定	対象者	元役職	該当 不適正行為
戒告	① 都市局 事務職員 (局長級職員, 男性, 57 歳)	部長級	a
	② 経済観光局 事務職員 (局長級職員, 男性, 58 歳)	課長級	a
	③ 水道局 事務職員 (部長級職員, 男性, 55 歳)	部長級	b
	④ 行財政局 事務職員 (部長級職員, 男性, 54 歳)	課長級	a
	⑤ 水道局 事務職員 (課長級職員, 男性, 48 歳)	課長級	b
	⑥ 退職者 (男性, 72 歳)	局長級	a
	⑦ 退職者 (男性, 69 歳)	局長級	a
	⑧ 退職者 (男性, 67 歳)	局長級	a
	⑨ 退職者 (男性, 65 歳)	局長級	a
	⑩ 退職者 (男性, 63 歳)	局長級	a
	⑪ 退職者 (男性, 61 歳)	局長級	a
	⑫ 退職者 (男性, 68 歳)	部長級	a
	⑬ 退職者 (男性, 62 歳)	部長級	a
	⑭ 退職者 (男性, 63 歳)	課長級	a
小計 14名 (9名)			
訓戒	⑮ 水道局 事務職員 (課長級職員, 男性, 57 歳)	係長級	a
	⑯ 市民参画推進局 事務職員 (課長級職員, 男性, 51 歳)	係長級	a
	⑰ 長田区 事務職員 (課長級職員, 男性, 46 歳)	係長級	a, b
	⑱ 北区 事務職員 (課長級職員, 男性, 46 歳)	係長級	a
	⑲ 水道局 事務職員 (係長級職員, 男性, 41 歳)	係長級	b
小計 5名			
合計 19名 (9名)			

## ②労働組合執行委員

下記【不適正行為】にかかる職員について、以下の通り処分を行った。

## 【不適正行為】

- c) 平成 28 年 7 月まで「特命業務に関する職務命令」に基づいて業務に従事するにあたり、特命業務への従事状況を上司に報告するよう命じられていたにもかかわらず、適正な報告を行わなかった責任
- d) 特命業務への従事時間として申告していた時間の一部において組合業務に従事することがあった責任

(表 3)

処分 量定	対象者	該当 不適正行為
訓戒	① 水道局 事務職員 (一般職員, 男性, 59 歳)	c
	② 水道局 事務職員 (一般職員, 男性, 51 歳)	c
	③ 水道局 技術職員 (一般職員, 男性, 49 歳)	c
	④ 水道局 技術職員 (一般職員, 男性, 46 歳)	c
	⑤ 水道局 技術職員 (一般職員, 男性, 48 歳)	c
	⑥ 水道局 技術職員 (一般職員, 男性, 49 歳)	c, d
	⑦ 水道局 事務職員 (一般職員, 男性, 48 歳)	c, d
計 7 名		

## ③労働組合執行委員の上司

下記【不適正行為】にかかる職員について、以下の通り処分を行った。

## 【不適正行為】

- e) 部下である職員が、平成 28 年 7 月まで「特命業務に関する職務命令」に基づいて特命業務に従事するにあたり、上司に対し特命業務への従事状況に関する報告を行うよう命じられていたことから、上司として、報告内容に基づいて職務専念義務に違反していないことを確認する職責を負っていたにもかかわらず、適正に確認を行っていなかった責任
- f) 部下が特命業務に従事したと報告していた時間の一部において組合業務に従事していたと報告していたにもかかわらず、そのことを看過した責任

(表 4)

処分 量定	対象者	元役職	該当 不適正行為
訓戒	① 水道局 事務職員 (課長級職員, 男性, 57 歳)	課長級	e
	② 保健福祉局 事務職員 (部長級職員, 女性, 54 歳)	課長級	e
	③ 水道局 事務職員 (部長級職員, 男性, 58 歳)	課長級	e
	④ 水道局 技術職員 (係長級職員, 男性, 60 歳)	課長級	e
	⑤ 水道局 技術職員 (部長級職員, 男性, 56 歳)	部長級	e
	⑥ 水道局 技術職員 (課長級職員, 男性, 48 歳)	課長級	e
	⑦ 水道局 技術職員 (部長級職員, 男性, 51 歳)	課長級	e
	⑧ 建設局 技術職員 (課長級職員, 男性, 53 歳)	課長級	e
	⑨ 水道局 技術職員 (一般職員, 男性, 64 歳)	課長級	e, f
	⑩ 水道局 技術職員 (課長級職員, 男性, 51 歳)	課長級	e
	⑪ 企画調整局 技術職員 (係長級職員, 男性, 61 歳)	課長級	f
	⑫ 水道局 技術職員 (一般職員, 男性, 64 歳)	課長級	e, f
	⑬ 兵庫区 事務職員 (課長級職員, 男性, 58 歳)	課長級	f
	⑭ 退職 (男性, 63 歳)	課長級	e

	⑮ 退職（男性，62歳）	部長級	e
	⑯ 退職（男性，60歳）	部長級	e
	⑰ 退職（男性，60歳）	部長級	e
計 17名（4名）			

## 2. 退職者への対応について

既に退職している者に対しては，懲戒処分相当額の自主返納を求める。

## 3. 再発防止について

平成30年10月22日付け「組織横断的業務に従事する際の手続きについて」に則り，所管課（依頼課）と所属と出務する職員とが，三者相互に職場を離れることについて連絡をする手続きをすでに定めている。

なお，当該手続きについては，第三者委員会の最終報告において，「不透明さが皆無である」と評価されている。

## II. 給料等の不適正支給にかかる返還請求

上記 I. 1.（2）② d）にかかる給与等の返還請求を行う。

### 1. 全体件数

2名 14件 合計額 39,281円

### 2. 個人別の内訳

対象者	減額時間（時間）	請求対象額（円）
表3 ⑥	4.0	9,472
表3 ⑦	14.25	29,809